

## 決 議 文（案）

国土交通省が身内で進めてきた石木ダム事業の事業認定申請の取り扱いは、昨年九月六日事業認定の告示へ至った。これは、私たちの疑問を一切解決できないまま結論付けられた、欺瞞ぎまんに満ちた一方的な石木ダム建設ありきの推進劇の産物だった。

事業認定の告示を受けて中村知事は、それまで「事業認定申請はあくまで話し合いを進めるため」と言っていた口も乾かぬうちに、「強制収用も選択肢としてありうる」と口を滑らせた。

また、長崎県土木部河川課企画監は、長崎新聞のインタビュに答え、地権者に対し「地縁・血縁を通じて交渉を進める」と豪語した。これらは、いよいよ県が焦っていることを裏付ける発言であるが、世論の批判を受けている。

県の態度に対し、今年の十月十九日の長崎新聞の論説は、「石木ダム事業認定、切実度理解しにくい状況」と題し、「順法でも説得力を欠く経過や強引な手法があれば、事業の命脈にかかわる。強制収用など論外だろう。」と論じた。

一方、昨年は暮れに石木ダム対策弁護団が結成されて闘う体制がさらに強化された年だった。県との交渉は、弁護団が先頭に立つことになったが、交渉を受ける県の担当官は、「いやいや、国が事業認定で公益性を認めた、のだから」、の一点張りである。「いやいや、それは違うでしょう」交渉を見守る誰もがあきれ返っている。

「県庁行動の記録、ありがとうございます。県当局は、説明不能に陥って、詭弁きべんを弄ろうする（もてあそぶ）だけの醜い姿になっています。同時に、問答不要とばかりに、誤った政策を強行しようとする危険性を感じます。知人へ、この動画を知らせました。」

多くの人が、フェイスブックなど色々な電子媒体を使って県当局の誠意のなさを発信している。顧問弁護士まで背負った担当官が、こんな醜い姿をさらしても、中村知事は公の場へ出てこようとしない。

知事は、私たちに「石木ダムは建設の根拠がない」と言われても反論できない。逃げの一手で打つ手が無い哀れな状態なのだ。

今後、県や佐世保市は身動きが取れない状態へとますます追い込まれていく。佐世保市の水需要予測のうそは、近じかばれる。「うそも方便」というが、それも「一時しのぎ」に過ぎない。時は刻々と流れ、結果を出していくだろう。

「負けて、勝つ」という言葉がある。私たちは、事業認定までされて追い詰められた状態であるようだが、そんな危機感を全然感じないのはなぜだろう。それは「石木川にはダムはいらぬ」という一致した信念があるからだ。

ネコヤナギが芽吹き、菜の花が咲き誇り、川魚が活発に動き出した。春が来た。石木ダム計画が春の夜の夢で終わる日は近い。

「石木ダム建設計画白紙撤回」、明るいう明日に向かって

右決議する。

二〇一四年三月九日

石木ダム建設絶対反対同盟 第三十五回三・一四団結大会